

中高年者縦断調査

【一般統計調査】

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室

【目的】

団塊の世代を含む全国の中高年者世代の 50 歳から 59 歳の男女を追跡して、その「健康・就業・社会活動」について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成 17 年に第 1 回の調査を開始して以来、同じ調査客体を対象に、毎年、調査を行う追跡調査である。

【沿革】

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を受けて開始されたものである。この申合せは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）の策定に伴い、平成 21 年度末をもって廃止されたが、本調査で把握する高齢者の行動様式等は、高齢者対策等を検討する基礎資料として重要なものであり、少なくともすべての対象者が年金受給年齢に達するまでは調査の継続が必要である。

【公表】

インターネット及び印刷物（概要：調査実施翌年の 12 月、詳細：調査実施翌々年の 8 月）

【調査の構成】

1－中高年者の生活に関する継続調査票

1－中高年者の生活に関する継続調査票

【調査対象】

（地域）全国 （単位）個人 （属性）平成 17 年 10 月末現在で 50～59 歳であった男女

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）28,800／96,400 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年 11 月の第一水曜日 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】

（周期）年 （実施期日）毎年基準日の 1 週間後

【調査事項】

1. 家族状況、2. 健康の状況
3. 就業の状況
4. これからの生活設計の状況
5. 社会活動等の状況

6. 住居・家計の状況

7. 配偶者の状況

(平成 28 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成 22 年 6 月 18 日承認)